

内容が一部変更され、対象を拡大

住宅防音補助事業

国では、人間飛行場（航空自衛隊入間基地）周辺における航空機の離着陸などによる騒音の障害を防止・軽減するために、個人住宅の防音工事にかかる費用を補助する「住宅防音補助事業」を行っています。このたび防音工事の内容に、新しい制度の導入や改定がありました。住宅防音工事対象区域内に現在お住まいで、住宅防音工事を希望されるかたは、次の内容で補助を受けることができます。

これにより、新規工事と追加工事を併せて行えるようになりました。

冷暖房機などの取り替え
防音工事を実施した住宅で、10年

以上経過し、故障した冷暖房機 換気扇などについて所有者の一部負担を条件に、取り替え工事ができます。平成11年度は昭和63年度までに防音工事を実施した住宅が対象です。

住宅防音工事の内容

80W・85Wの区域

防音仕様の壁、天井、サッシ、ふすまなどを使った改造・取り替え工事、冷暖房機、換気扇などの取り付け工事をを行います。

75Wの区域

防音仕様のサッシ、ふすまなどを使った改造・取り替え工事、冷暖房機、換気扇などの取り付け工事をを行います。換気扇は工事を実施する各室に取り付けますが、冷暖房機については実施する部屋数により異なります。

防音工事のできる居室数

新規防音工事（1度めの防音工事）
工事の内容が一部改定され、防音工事対象室数が2室になりました。

追加防音工事2度めの防音工事）
1人世帯：2室 2人世帯：3室
3人世帯：4室 4人以上世帯：5室

追加工事は、右記居室数から1度めの防音工事（新規防音工事）を差し引いた室数になります

防音工事にご協力を

防音工事の申し込みは、原則として家屋の所有者となっています。借家人が工事を希望する場合、家主のかたは工事の目的を「理解いただき、ご協力を願います。」

施工業者の選定

施工業者などの選定・決定は、防音工事を希望するかたが自分で行うこととなります。

住宅防音工事の対象となる住宅

指定区域に最終告示日（昭和58年12月24日）以前に建てられた自己所有の家屋または貸家での居住している住宅が対象です。

住宅防音工事の種類

建替防音工事

新しい制度として、80W・85Wの区域にある住宅で、過去に防音工事を受け、工事後10年以上経過して「建て替えを予定」または「建て替えた」住宅の防音工事を、再度行えるようになりました。ただし、建て替え前と建て替え後の住宅に代替

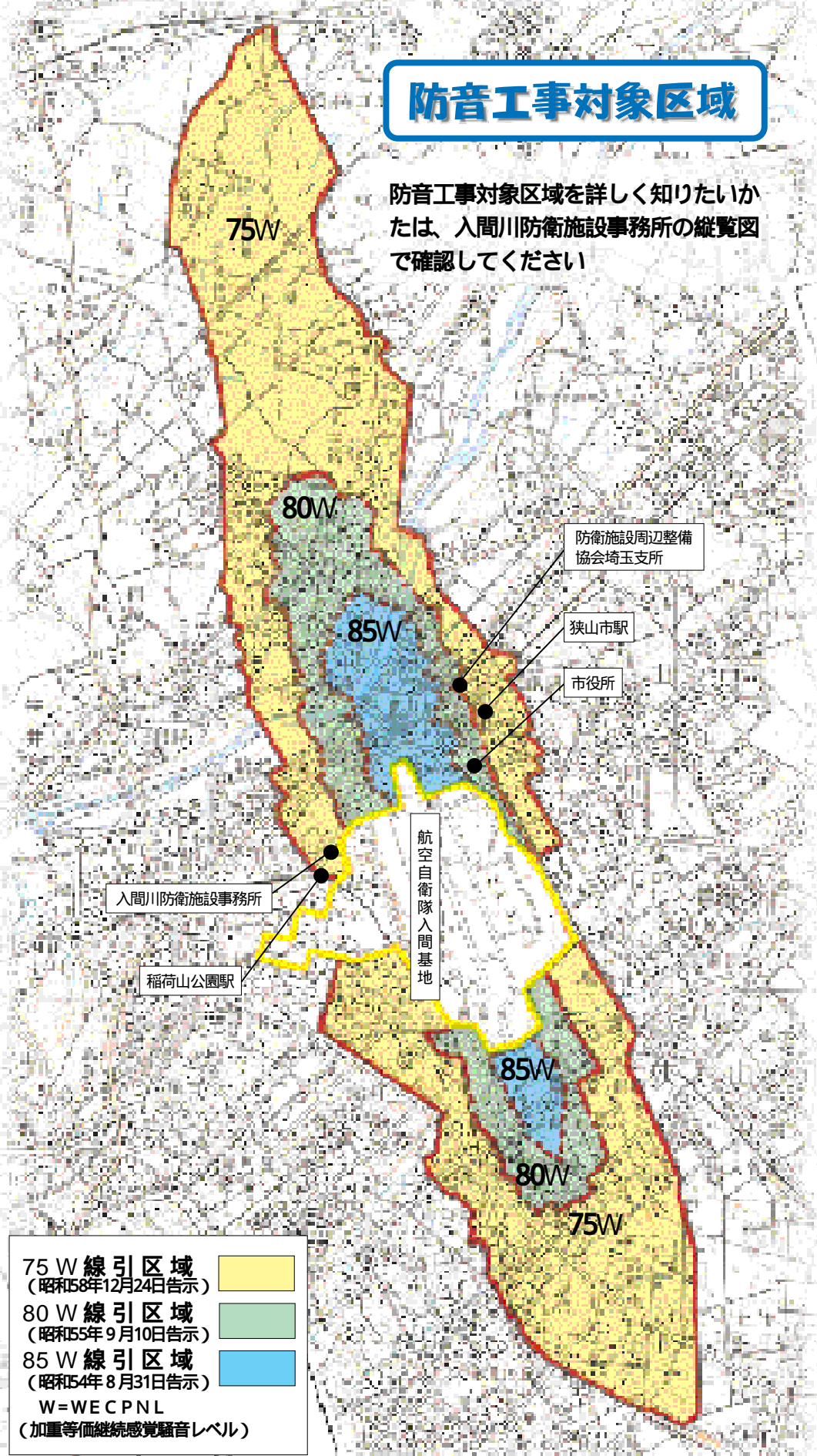
性 継続性があると認められるものに限り、

特定住宅防音工事

工事の内容が一部改定され、告示後住宅（昭和58年12月24日までに建てられた住宅）の防音工事の対象範囲を80Wの区域まで拡大しました。

防音工事対象区域

防音工事対象区域を詳しく知りたいか
たは、入間川防衛施設事務所の縦覧図
で確認してください



75 W 線引区域
(昭和58年12月24日告示)

80 W 線引区域
(昭和55年9月10日告示)

85 W 線引区域
(昭和54年8月31日告示)

W=WECPNL
(加重等価継続感覚騒音レベル)

住宅防音工事の 申し込み

直接または電話で、東京防衛施設
局事業部施設対策第三課(財)防衛施
設周辺整備協会埼玉支所へ 申し込
み多数の場合、希望する年度の次年

登記簿謄本等が必要になります

住民票、印鑑証明書、不動産(建物)

度以降の工事になることがあります。
工事ができることになった時点で、

問い合わせ東京防衛施設局事業部施設対策第三課(東京都港
区赤坂9・7・45) ☎03・3408・5211 内線3501・
3502・3503・3520・3888(財)防衛施設周辺
整備協会埼玉支所(入間川2・2・25 中央図書館5階) ☎953
・6277・☎953・6278か入間川防衛施設事務所(稻
荷山1・10) ☎953・5000